

E B P M 調 査

事業名	伊豆潮風館管理運営委託費（指定管理者）	課・担当	障害者福祉推進課・総務・計画・団体担当	担当者（内線）
-----	---------------------	------	---------------------	---------

E B P Mによる検証（ロジックモデル）	
①将来像 （目指す姿）	障害のある方も障害のない方と同じように、自らの意思で選択・決定しながら、気兼ねなく旅行等の余暇活動を楽しむことができることにより、生活の質が向上し、自分らしい生活を送れている。
②現状	<p>■社会における障害理解は徐々に進んでいるものの、バリアの除去は十分に進んでいるとは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法における宿泊施設の車椅子使用者用客室の設置義務は極めて限定的である（客室数50室以上、客室数の1%以上、新築・増改築のみ）。 ・障害者差別解消法において民間事業者の合理的配慮提供が義務化されたが、その前提となる環境の整備は努力義務のままである。 <p>■障害者の旅行ニーズ（旅行する条件）は以下のとおり。（ユニバーサルツーリズムに関する調査（観光庁令和4年度））</p> <p>観光地や宿泊施設等までの移動のしやすさ（41.4%）、受入施設のソフト面（障害理解や配慮）のバリアフリー対応（25.6%）、施設等のバリアフリー情報（22.0%）、受入施設のハード面でのバリアフリー対応（15.5%）</p> <p>■伊豆潮風館は身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設（障害者更生センター）として、障害者やその家族に宿泊やレクリエーションの機会を提供している。</p>
③課題 （将来像と現状との差についての分析）	<p>■社会における障害理解は徐々に進んでいるが、民間宿泊施設ではハード面・ソフト面で様々な障害特性のある方を受け入れられる環境が整備されておらず、障害者施設であり宿泊施設でもある伊豆潮風館が果たす役割は大きく、引き続き、運営を継続していく必要がある。</p> <p>【ユニバーサルツーリズムに関する調査（観光庁・令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊時の不便や困難の例【障害者向け】 風呂…入浴時の介助が必要、風呂までや風呂の中の移動 周囲への配慮…大声を出す、隣の部屋に迷惑がかかる、備品を壊すか心配 ・宿泊施設等に望むバリアフリー化【障害者向け】 スタッフの思いやりや気遣い（35.9%）、トイレ（29.5%）、客室（23.7%） ・バリアフリーに関する教育訓練を実施【宿泊施設向け】 実施している（25.3%）、実施していない（74.7%） ・ソフト面のバリアフリー化における課題【宿泊施設向け】 人材不足（69.0%）、資金的余裕なし（52.5%） <p>【伊豆潮風館利用者アンケート（指定管理者・令和5年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この施設を選んだ理由 障害者施設だから（30.7%）、価格（23.1%）、前回利用が良好だった（17.8%）

④投入 （インプット=予算）	⑤事業活動 （アクティビティ）	⑥事業実績 （アウトプット）	⑦事業実績から得られる成果（主語「県民等」） （アウトカム）		
<p>予算額</p> <p>154,820千円</p> <p>一般財源</p> <p>154,820千円</p>	ハード面及びソフト面において、個々の障害特性に配慮したサービスを提供する宿泊施設を運営する。	<p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数（客室稼働率） <p>【活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6 13,000人（75.0%）（見込） ・R5 4,945人（78.7%） ・R4 9,223人（64.2%） ・R3 2,838人（65.4%） <p>※R3, R5は休館期間あり。</p>	<p>直接成果</p> <p>障害者とその家族が伊豆潮風館の宿泊・休養サービスを低廉な価格で受けることができる。</p> <p>【直接成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宿泊者数 ②障害者及び介護者の割合 ③県内利用者の割合 <p>①R6 13,000人、R5 4,945人、R4 9,223人、R3 2,838人 ②R6 72.0%、R5 69.2%、R4 70.2%、R3 69.2% ③R6 65.0%、R5 60.4%、R4 59.1%、R3 58.5%</p>	<p>中間成果</p> <p>伊豆潮風館の施設・接客・食事などのサービスについて多くの宿泊者が満足している。</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数 ・障害者及び介護者の割合 ・県内利用者の割合 	<p>最終成果（将来像）</p> <p>障害のある方が障害のない方と同じように気兼ねなく、余暇活動を楽しめることで、社会参加の促進を図り、障害者の福祉が増進する。</p>

⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠
<p>○障害者施設である宿泊施設として、個々の障害に応じたきめ細かいサービスを提供することにより利用者の満足度が高まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客室や浴室の介助用リフト設備などハード面のバリアフリー対応。 ・障害に関する知識や経験が豊富なスタッフによる接客対応（大声を出したり歩き回ったりする知的障害者や精神障害者への対応など）。（宿泊者同士も障害理解があるため、障害児連れの家族でも周囲の目を気にせず利用可能） ・利用者ニーズを踏まえたサービスの充実（設備備品の整備、イベント企画、食事など）を図ることにより、さらに満足度が高まる。 <p>○上記により利用者数が増加し、余暇活動を通じて障害者の社会参加が促進される。</p> <p><伊豆潮風館の運営上の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数をコロナ以前の水準以上に増加させること。 ・特に県民である障害者とその御家族の利用割合を増やすこと。 ・経済情勢を踏まえ、次期指定管理委託に向けて利用料金の引き上げを検討する。

⑨指標	R 6	R 7	R 8	R 9	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
宿泊者数（人）	13,000	14,000	15,000	15,000	No. 分野別施策名	30 障害者の自立・生活支援
障害者及び介護者の割合（%）	72	73	75	75	主な取組	地域で暮らす障害者の支援体制の整備
県内利用者の割合（%）	65	70	75	75		

事業手法に係る自己検証			
	検証項目	評価	評価に関する説明
県費投入の必要性	事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。	○	県内の障害者手帳所持者数は年々増加しているが、障害者が気軽に宿泊できるホテル・旅館は少ない。特に、知的障害者や精神障害者に対応できる施設が少なく、当施設が県内の障害者の旅行・レクリエーションのニーズに応える役割は大きい。
	市町村、民間等に委ねることができない事業か。	○	民間宿泊施設において、ハード面、ソフト面ともにバリアフリー化が進んでいるとは言えず、市町村、民間等が代替できる状況にない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。 政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	どのような障害のある人でも安心して宿泊できる施設として、伊豆潮風館は利用者から高い評価を受けており、障害者の社会参加が図れることから、県として施設を保有していく必要がある。
事業の効率性	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	×	プロポーザル方式の結果、一者応札となったものである。
	受益者負担は適切に設定されているか	○	原材料費の高騰を受けて令和5年度から食事を引き上げた。 昨今の人件費や物価の高騰などの状況を踏まえ、今後、宿泊料の見直しを検討していく。
	用途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に必要な経費のみが計上されている。
	不用率が大きい場合、その理由は適切か。	—	
	既存事業との重複はないか。 国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。	○	障害者向けの保養施設を運営する事業であり、二重行政の問題はない。
	コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	指定管理者において、食材等の適切量の発注や光熱費の縮減、利用者数に応じた従業員配置など、コスト削減・効率化の工夫をしている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	宿泊者数、障害者及び介護者の割合、県内利用者の割合を成果指標とする。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	低廉な価格でハード面及びソフト面において障害者に配慮した適切なサービスを提供できる施設であり、指定管理者制度を導入していることで低コストでサービスを提供できている。
	活動実績は見込に見合ったものであるか。	○	令和5年度の宿泊者は4,945人であり、当初見込みである5,100人の97.0%を達成した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	施設内のバリアフリー機能や障害者向けの備品は十分に利用され、快適なサービスを宿泊者に提供している。

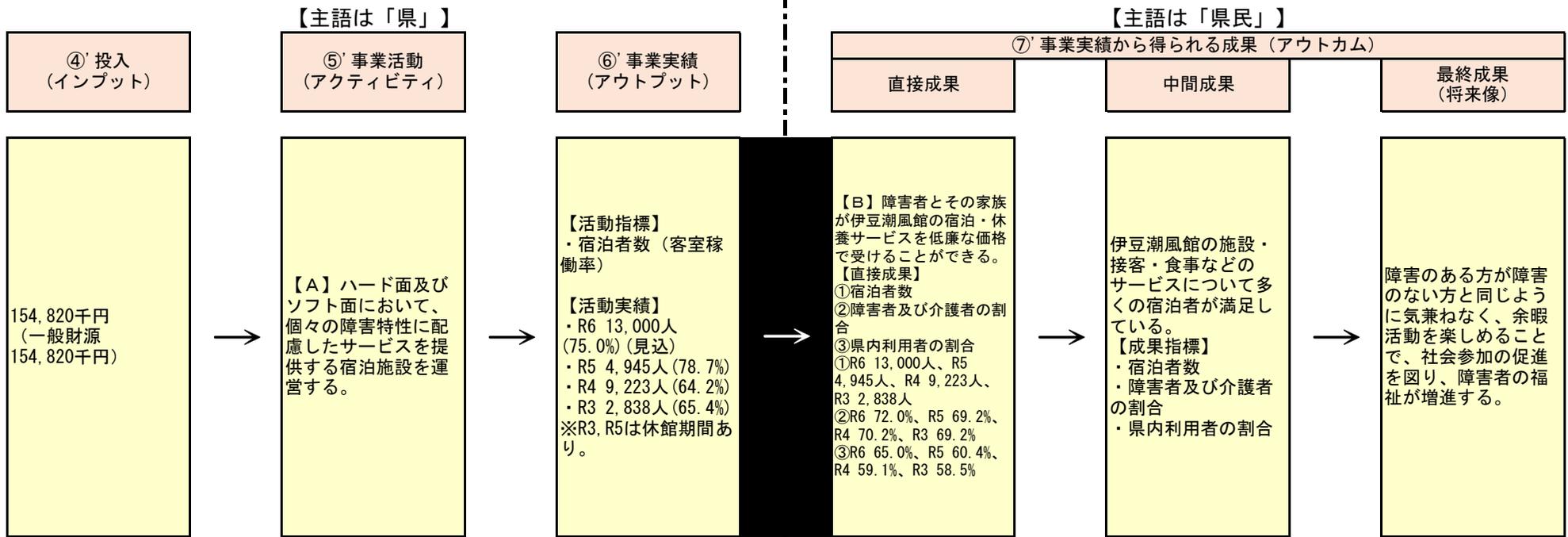
総合評価

A

関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）

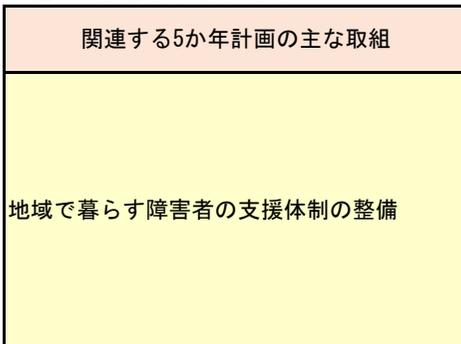
関連事業	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル (フローチャート)

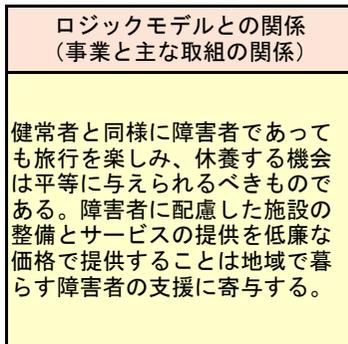


5か年計画との関連の整理

◆ 主な取組と事業との関係



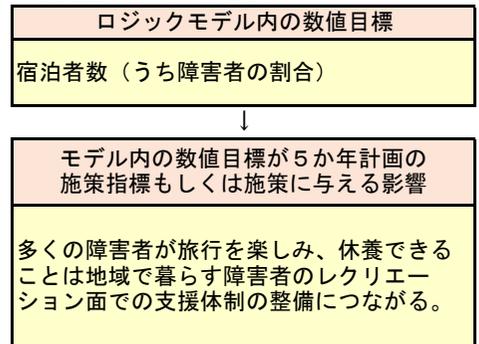
↑ 関連箇所に【A】と記載



◆ 施策指標と事業との関係



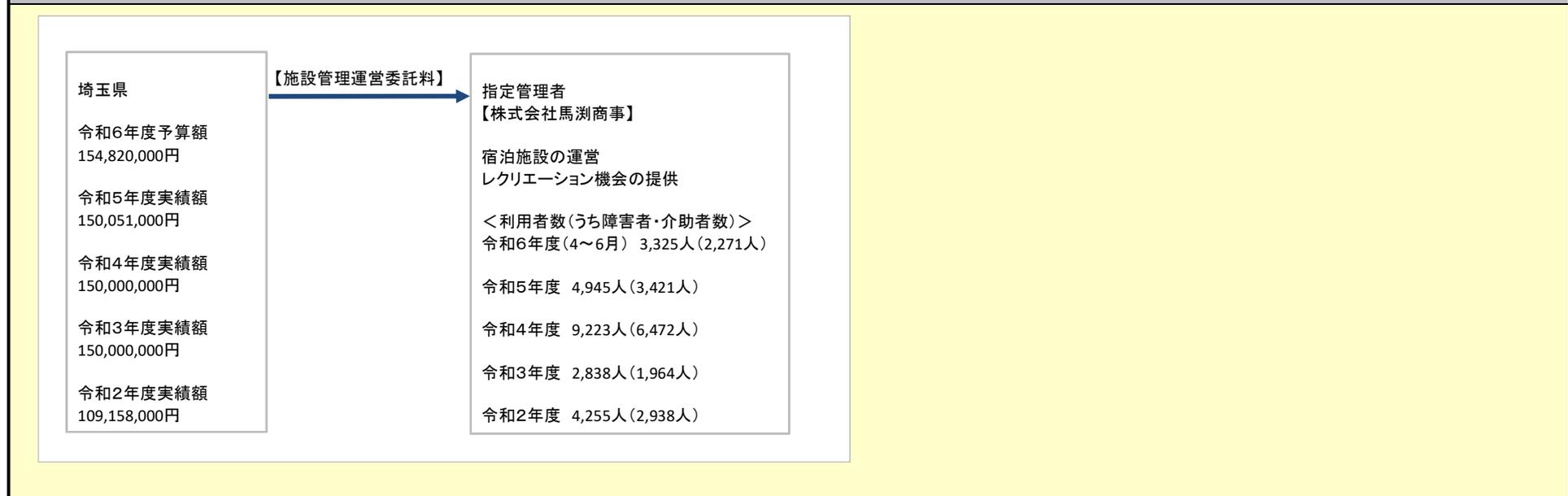
↑ 関連箇所に【B】と記載



EBPM調書(有識者会議様式)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和6年度	施設管理運営委託料	154,820	154,820	0	0	154,820	154,820		0.0%
令和5年度	施設管理運営委託料	157,727	157,727	0	0	157,727	157,727	150,051	95.1%
令和4年度	施設管理運営委託料	150,000	150,000	0	0	150,000	150,000	150,000	100.0%
令和3年度	施設管理運営委託料	150,000	150,000	0	0	150,000	150,000	150,000	100.0%
令和2年度	施設管理運営委託料	109,158	109,158	3,317	3,317	112,475	112,475	109,158	97.1%
	指定管理者選定費	137	137	0	0	137	137	87	63.5%

資金の流れ(資金が県からどのような経由で流れ、受取先が何をを行っているか。)※スキーム図と具体的な交付先(R2からR6まで)を明記



事業名：伊豆潮風館管理運営委託費

事業費：154,820 千円 所管課：福祉部障害者福祉課

事業概要

障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種レクリエーション等を通じて相互の親睦を深め、もって障害者の健康増進と社会参加の促進を図るために伊豆潮風館（静岡県伊東市）の維持管理を実施する。

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

観光庁が令和2年12月に「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の募集を開始し、令和5年度末時点で、すでに関東で260施設が認定されている。

改正バリアフリー法や改正障害者差別解消法の施行や創設等、近年の制度面での整備が一層加速していることを鑑みれば、今後も民間の宿泊施設のバリアフリー化はさらに加速していくものと推測される。

他自治体において同様の障害者向け宿泊施設を保有している例は愛媛県及び横浜市の2団体にとどまり、そのうち県外に施設を所有しているのは本県のみという状況。

こうした背景からも行政が障害者向けの宿泊施設を所有しなくとも、代替となる民間宿泊施設があるものと推測される。

<EBPM上の課題>

最終成果である「障害者が余暇を通じて社会参加できる」ことに本事業がどの程度寄与しているのかが明確となっていない。

開設から約35年以上経過しているため施設の老朽化が進んできており、長期保全計画によれば令和9～10年度にかけて約3億円もの修繕費が必要となる見込みである。

同様の障害者向け宿泊施設を保有していない他の自治体においては、障害者手帳保有者にクーポンを発行し、民間の宿泊施設に低コストで宿泊できるようなソフト事業での対応をとっている中、多額の維持管理費を負担しながら宿泊施設を保有する事業手法が果たして最適解であるのか。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

観光施設における心のバリアフリー認定制度や、改正バリアフリー法の改正、障害者差別解消法など、法制度の整備が進み、民間宿泊施設において環境の整備が進んできているということは確かである。

しかし、心のバリアフリー認定制度の認定条件は、施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化のための取り組みを3つ以上行うという、非常にゆるやかな基準となっており、肢体不自由視覚障害、聴覚障害といった身体障害者への対応が中心である。

バリアフリー法も、身体障害者向けのバリアフリーが中心となっている。

障害には身体障害の他にも知的障害、精神障害、発達障害の方がおり、近年は、身体障害者は減少している一方で、知的障害、精神障害、発達障害者数

は大きく増加している。

知的、精神、発達障害の方は、ときに大声を出したり、落ち着きがなかったり、民間宿泊施設を利用することは現実的に厳しい状況である。

その一方で、伊豆潮風館はハード面だけでなく、ソフト面でも障害に対し理解のあるスタッフがおり、他の利用者の理解もあり、ご家族が安心して利用できる施設である。

仮に、他県と同様にクーポンを発行した場合で試算すると、本県の障害者手帳所持者約 34 万人の 1 割が利用し、1 人あたり 1 万円のクーポンを支給したと想定した場合、年間約 3 億 4 千万円かかり、現行の指定管理委託料を大きく上回るコストが見込まれる。

今後も障害者の余暇活動、社会参加のために有効であり、この事業手法の継続は最適解であると考えている。

議事の概要

< A 委員 >

委員： 障害者やその介護者の他に一般の方も宿泊されているが、どのような条件で利用することができるのか。

担当部局： 県内在住の障害者とその介護者については、6 か月前から予約が可能である。空室状況によって 3 か月前から県外在住の障害者や一般の方の予約を受け付けている。

委員： 民間施設のバリアフリー化を推進することを後押しする施策や取組みは、県のメニューとしてあるのか。

担当部局： 民間宿泊施設に限ると補助制度はないものと認識している。

委員： (宿泊者のうち、障害者の割合が 7 割、県内在住者の割合が 6 割であり) 県内在住の障害者の宿泊を増加させることが重要との説明を受けたが、全体の宿泊者のうち県内在住の障害者の割合を把握していないということではよろしいか。

担当部局： そのとおり。

< B 委員 >

委員： 近年における障害別の利用者内訳について統計を取っているか。

担当部局： 10 年前と比較すると身体障害者の利用は減少しているが、知的障害者と精神障害者の利用は増加している。

委員： 県外在住者の利用者は本施設をどのようにして知るのか。

担当部局： 障害のある方でも宿泊しやすいホテルを検索すると、伊豆潮風館が検索サイトにおいて上位にヒットする。そのため、県外在住者の障害者の方の多くがホームページを通じて伊豆潮風館を知るものと認識している。

委員： 障害者の方が余暇を通じて社会参加できるという意味にはどのようなことを指すのか。

担当部局： 障害者の方が宿泊をして、リラックスして、レクリエーションを楽しむ。そのこと自体が社会参加と考えている。

< C 委員 >

委員： 次の 40 年を見越した時に多額の修繕費をかけ当施設を維持するよりも、むしろ民間宿泊施設の利用を促し、バリアフリー化を進めていくことが大切だと思うがいかがか。

担当部局： 共生社会の実現ということで民間施設、そして社会全体が障害者を受け入れられる環境整備に努めていかなければならないと考えている。伊豆潮風館の役割が終わるときは、民間宿泊施設で身体障害者や知的障害、精神障害を受け入れられる環境が整ったときだと考えている。

委員： 本施設の利用については、障害の軽重は問われておらず、障害者手帳を所持していれば障害者宿泊料金で利用可能であるため、軽度の障害者に着目すると民間宿泊施設と競合しているように思える。全体の利用者のうち障害の軽重におけるそれぞれの利用割合をデータとして取得しているか。

担当部局： すぐに資料を出すことはできない。

委員： 当施設を利用していない障害者に対し、ボトルネックとなっているものについて調査を行ったことはあるか。

担当部局： そこまでの調査は実施していない。

委員の評価及び意見

<A 委員> B（再構築すべき）

目指す姿が、障害者が旅行等の余暇活動を楽しめるようになることであるならば、最善なのは、民間宿泊施設のバリアフリー化が進み、どのような障害者でも安心して民間宿泊施設を利用できるようになることだと考えられる。

現行では民間宿泊施設のバリアフリー化は程度が様々であること、特に知的・精神障害のある方が宿泊可能な施設が少ないという説明があったが、そこを整備するための方策こそ検討すべきではないか。

障害者本人へのクーポン配布に移行できないかを検討してはどうか。検討の結果、伊豆潮風館を活用する、あるいは過渡的に併用する、といった選択肢もあると考えられる。

宿泊した障害者のうち、県内・県外者の割合、利用者の宿泊理由の詳細などのデータが必要なのではないか。

<B 委員> B（再構築すべき）

現在は事業としての意義があると思うが、施設の修繕時には民間の宿泊施設でも心のバリアフリー化が進んでいくと考えられるので、将来的には、施設を維持せずに、クーポン券補助事業や民間の宿泊施設と契約して利用者にその宿泊の一部を補助するなど代替事業を考えるべき。

宿泊施設の事業を「社会参加」に関連する対人サービスに代替することができるかどうかとも検討すべき。

<C 委員> C（廃止すべき）

施設が老朽化する中、次の 40 年を見据えると箱モノ運営からの施策を転換することが望まれる。

重要なのは、障害者とその家族における旅行等の余暇活動の機会を拡げることであり、施設はあくまでその手段に過ぎない。手段を維持するために障害が軽度、一般の利用者の増加を含めて「営業努力」を強化することは本末転倒にもなりかねない。

民間施設で障害者とその家族への配慮が不十分であれば、その改善を促すことが重要であり、今後は国とも連携したハード・ソフト両面でのバリアフリー化の促進が必要である。

有識者会議を踏まえた評価

【B（再構築すべき）】

現時点での状況を踏まえて検討するのではなく、今後の40年を見据えて手法を検討すべきである。

国レベルで障害者施策が促進され、今後さらに民間宿泊施設のバリアフリー化も進んでいくと予想される状況下で、老朽化が進む施設を維持・運営していく手法は最適解とは言い難い。

施設を維持せずに、クーポン券補助事業などの手法に転換することを検討すべき。

現時点で民間宿泊施設におけるバリアフリー化の程度が様々ということであれば、その点について改善するための方策を検討すべき。

有識者の意見から考えられる方向性

本施設は廃止することとし、廃止に向けたロードマップを作成するとともに、必要に応じて他団体で実施しているクーポン券補助事業のような別の手法での事業実施を検討すること。

国と連携して民間宿泊施設におけるバリアフリー化を促進させる方策を検討すること。

【令和7年度当初予算】

予算額

【令和7年度】

事業費	167,621千円
うち一財	167,621千円

【令和6年度】

事業費	154,820千円
うち一財	154,820千円

評価・意見を踏まえた対応 等

（評価・意見を踏まえた対応）

有識者会議の評価・意見を踏まえて、本施設の廃止に向けて検討する。

なお、事業廃止の検討を進めるにあたっては、関係団体への説明を丁寧に行った上で、必要に応じてクーポン券補助など別の手法での事業実施や、国と連携して民間宿泊施設のバリアフリー化を促進させる施策を検討する。

【令和7年度当初予算への反映状況】

現行の指定管理期間が令和7年度末までであるため、令和7年度予算額は令和6年度と同規模になる。なお、令和6年度予算よりも増額となった理由は、次期指定管理者選定費用や、送迎バスの運行費用及び光熱費の上昇分等を計上したためである。